

## 介護福祉士修学資金等貸付事業 よくある質問と回答（R4年5月作成）

### 【申込時】

1	Q	離職者訓練による介護福祉士訓練の受講生は、貸付対象となるか。
	A	対象外。本事業は、養成施設への就学及び専門性の高い人材の福祉・介護分野への参入を促進する観点から講ずるものであり、また、養成施設への就学に関し、他の国庫補助事業等を活用している者を貸付対象とすることは適当でないとされているためです。なお、教育訓練給付制度と本事業は併給が可能です。
2	Q	個人の連帯保証人に所得制限はあるか。
	A	無収入の方や住民税非課税の方、生活保護受給者を連帯保証人とすることはできません。
3	Q	生活福祉資金や母子及び父子福祉資金（旧・母子福祉資金）との併給は可能か。
	A	貸付目的が同じ場合、併用することはできません。
4	Q	日本学生支援機構の「貸与型奨学金」や、日本政策金融公庫の教育ローン、自治体が独自に実施する奨学金との併給は可能か。
	A	併用した際の借入総額が、 <u>修学費用の総額を上回らない範囲内で貸付が可能</u> です。
5	Q	高等教育の修学支援新制度における「授業料等減免」の対象となる場合、介護福祉士等修学資金は貸付対象となるのか。
	A	授業料等減免の支援対象となる大学等において、学則に定める授業料、入学金から個々の所得要件に応じた減免の上限額を差し引き、減免後も自己負担が生じる場合に限り、貸し付けることが可能です。貸付中に授業料等減免の支援対象となった場合は、必要額を調査のうえ、貸付額の調整（減額）を行います。 (1) 入学金について 減免後の入学金の自己負担額の範囲において、「入学準備金200,000円」を上限に貸付が可能。 (2) 授業料等について 減免後に自己負担額が生じた場合のみ、授業料およびその他修学費用については、介護福祉士修学資金等の貸付金額上限額内で貸付が可能。
6	Q	日本学生支援機構の給付型奨学金を利用する場合、介護福祉士修学資金は貸付対象となるのか。
	A	給付型奨学金は、学生が学業に専念するために、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう具体的な使途を問わず措置されるものです。よって、給付型奨学金と支援内容が重複する介護福祉士修学資金等の貸付における「生活費加算」は対象外ですが、それ以外については、貸付対象となります。
7	Q	申請時に2年生の学生が入学準備金を借入することは可能か。
	A	不可。当該年度の4月分から卒業年月分までが貸付期間となります。過年度分を遡及して貸付対象とすることはできません。

### 【在学中】

1	Q	介護福祉士の養成施設として厚生労働省からの指定を受けていたが、同学部では同時に社会福祉士の受験資格も取得できる。この場合、介護福祉士の資格を取得せずに社会福祉士の資格を取得して返還免除対象業務に従事した場合、返還免除の対象となるか。
	A	介護福祉士の養成施設に入学した場合、介護福祉士の資格取得が条件となるため、介護福祉士資格を取得せずに返還免除対象業務に従事しても、返還免除の対象とはならず、卒業後に返還が必要です。
2	Q	借入中に貸付額の変更は可能か。
	A	貸付金が不要になった場合等、 <u>減額（一部辞退）の手続きのみ可能</u> 。変更時期によって変更内容・手続きが異なるため、養成施設を通じてご相談ください。

## 介護福祉士修学資金等貸付事業 よくある質問と回答 (R4年5月作成)

### 【卒業時】

1	Q	通信課程で年度途中で12月卒業の場合、猶予申請のタイミングはいつか。
	A	卒業年度末に養成施設を通じて、他の修学生と一緒に申請していただくため、卒業翌年度の4月～が猶予申請期間となります。
2	Q	卒業時に県外の施設に就職した場合、返還免除対象として認められるか。
	A	<p>県外に勤務した場合で返還免除対象として認められるのは、①県内にも返還免除対象業務を実施している事業所があること②法人一括採用等で、借受人の意思に反して県外に配属になった等の条件を満たす場合のみ。県外の事業所が個別で行っている採用に応募したり、自ら県外施設への転職をした場合は返還となります。</p> <p>また、この場合、返還猶予申請時に法人一括採用であることや、事業所から発行された辞令等を提出していただきます。</p>
3	Q	修学資金を利用して介護福祉士を取得し、併行して社会福祉士の国家資格を通信で取得予定。この場合、介護福祉士として介護業務に従事しないと免除要件を満たさないのか。
	A	修学資金を利用して取得した資格（この場合は介護福祉士）をもって従事することが前提となります。介護業務及び相談援助業務のどちらの業務に従事しても返還免除対象となります。
4	Q	修学資金を利用して介護福祉士を取得し、卒業後、社会福祉士の養成施設に通う予定である。この場合、再度修学資金の利用は可能か。
	A	貸付期間が重複するため、貸付け不可。ただし、先に借り入れた介護福祉士修学資金を全額返還した後に申請することは可能です。
5	Q	国家試験に不合格・未受験であった場合の手続きは。
	A	国家試験を受験したが不合格であった、もしくは、やむを得ない理由により受験できなかった場合であって、次年度の国家試験を受験する意思がある場合は、翌年度に再度受験することを条件として返還猶予申請が可能です。なお、猶予が可能なのは、卒業年度を含む3年度目までとなります。
6	Q	国家試験に合格したが、卒業後1年内に返還免除対象業務に就職しなかった場合の手続きは。
	A	合格後1年内に規定の職種等として業務に就かなかった場合であって、その後1年内に規定の職種等として業務に就く意思がある場合は、翌年度に返還免除対象業務に従事することを条件として返還猶予申請が可能です。なお、猶予が可能なのは、卒業年度の翌年度までとなります。
7	Q	養成施設卒業後、看護学校に通う予定である。この場合、返還猶予は可能か。
	A	不可。卒業後、介護福祉士コースの者が社会福祉士養成施設に通う場合、または社会福祉士コースの者が介護福祉士養成施設に通う場合のみ猶予可。従って、看護学校に通う場合は、卒業後ただちに返還となります。

# 介護福祉士修学資金等貸付事業 よくある質問と回答 (R4年5月作成)

## 【返還免除対象業務（介護業務等）従事中】

1	Q	国家資格取得以前から返還免除対象業務に従事している場合、その期間を免除要件となる従事期間に算定してもよいか。
	A	国家資格取得後、 <u>登録を済ませた上で返還免除対象業務に従事した日からが対象</u> 。従って、資格登録以前の期間については、算定対象外。（例：3月に試験に合格し、4月から勤務開始したが、登録が5月なら、算定開始は5月からとなります。）
2	Q	非常勤勤務する場合、1日あたりの勤務時間に制限があるか。
	A	1日あたりの勤務時間に制限はなく、パートタイマー等の短時間でも1日の勤務と換算します。夜勤で日をまたぐ場合でも連続した1日の勤務として算定します（17時～翌日10時の勤務も1日）。
3	Q	返還免除に必要な期間・日数の考え方。
	A	貸付の返還免除となるためには、介護職員等として従事した以下の期間が必要です。 ◆返還免除期間 <u>5年</u> 就業期間が通算 <u>1,825日以上</u> であり、かつ、 <u>業務に従事した日数が900日以上</u> (介護福祉士・社会福祉士修学資金) ◆返還免除期間 <u>3年</u> 就業期間が通算 <u>1,095日以上</u> であり、かつ、 <u>業務に従事した日数が540日以上</u> (福祉系高校修学資金) ◆返還免除期間 <u>2年</u> 就業期間が通算 <u>730日以上</u> であり、かつ、 <u>業務に従事した日数が360日以上</u> (実務者研修受講資金・再就職準備金・介護分野障害福祉分野就職支援金) ※特別休暇に含まれている就業中の産前・産後の産休期間等及び有給休暇に含まれている就業中の疾病による休暇等については、業務従事期間とみなす。
4	Q	返還免除となるためには1つの事業所で所定の期間・日数従事し続けるといけないのか。
	A	就業先の事業所が変更となった場合でも、前職の分と足し合わせて上記の期間・日数を満たせば返還免除申請が可能です。この場合、①退職した事業所が証明した「業務従事証明書」、②新しく就業した事業所が証明した「業務従事開始届」の2枚が必要となります。 なお、 <u>離職期間が3ヶ月を超える場合、離職した翌月から貸付金を返還</u> していただきます。
5	Q	登録ヘルパー等、仕事を二つ以上掛け持ちした場合、両勤務とも返還免除対象として認められるか。またその場合の申請方法はどのようなものか。
	A	同日に複数の事業所で勤務した場合、就業期間及び業務従事日数を合算することはできず、1日とカウントします。期間が重複している業務従事証明書が提出された場合は、従事期間がより長い事業所の分を算定することとなります。
6	Q	派遣会社に登録し、介護事業所等に派遣される場合、返還免除の対象として認められるか。
	A	派遣先が県内の事業所であれば認められます。派遣先が県外であった場合、返還免除の対象とはならず、返還猶予も認められません。
7	Q	勤務予定の業務が免除対象かどうか分からない。
	A	返還免除対象業務一覧で確認できない場合、どのような法律・条例に基づく施設で、どのような事業を行っており、その中でどのような業務を担うのかを確認し、個別に対応します。

## 介護福祉士修学資金等貸付事業 よくある質問と回答 (R4年5月作成)

8	Q	返還免除対象業務に従事中、災害、疾病、その他やむを得ない事情により従事できなくなった場合、返還猶予は認められるか。またその場合、従事期間は継続しているとみなされるか。
	A	貸付規程・要領上に規定されている返還猶予事由に該当していれば認められます。ただし、その間は従事期間としてカウントすることはできません。なお、1つの事由に対して猶予可能な期間は1年間で、最大5回までとなっています。

### 【返還中】

1	Q	自己都合で退職し返還となったが、返還途中に返還免除対象業務に再就職した場合、返還残額について再度返還猶予・免除は可能か。
	A	再就職月から返還猶予とすることが可能で、以前のお勤めの分と併せて規定の期間・日数従事した場合は免除が可能です。ただし、再就職した前月分までは返還が必要です。
2	Q	返還中に病気・ケガ等になった場合、返還猶予は可能か。
	A	本人の責めに帰さない <u>やむを得ない事由</u> の場合は返還猶予とできる可能性があるため、ご相談下さい。
3	Q	返還中に借受人が死亡したときは、連帯保証人に返還の義務が生じるのか。
	A	連帯保証人は借受人と連帯して債務を負担するものとされているため、返還義務が生じます。